９　利益対応税

［表略］

注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［10　略］

11　利潤

［表略］

注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［12　略］

様式第17の４の４（第23条の９の３関係）

１　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

［表略］

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。

［２　略］

１の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

［表略］

注　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料をいう。

１の３　データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料に係る需要

［表略］

注１　「データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料をいう。

［２　略］

２　ＭＮＰ転送機能に係る需要

［表略］

注　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。

３　ＳＭＳ伝送交換機能に係る需要

［表略］

注　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ニに掲げる機能をいう。

９　［同左］

［表同左］

注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［10　同左］

11　［同左］

［表同左］

注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［12　同左］

様式第17の４の４（第23条の９の３関係）

１　［同左］

［表同左］

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。

［２　略］

１の２　［同左］

［表同左］

注　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料をいう。

１の３　［同左］

［表同左］

注１　「データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料をいう。

［２　同左］

２　［同左］

［表同左］

注　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第３号に掲げる機能をいう。

３　［同左］

［表同左］

注　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第４号に掲げる機能をいう。